

神崎町空き家バンク実施要綱

令和元年 11 月 13 日

告示第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町内の空き家の有効活用を通して、定住・移住の促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 神崎町の区域内に存在する専用住宅又は店舗併用住宅のうち、現に居住又は使用をされていない建物(建築に着手しているもの又は居住若しくは使用をしなくなる予定のものを含む。)及びその敷地で、宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 3 4 条の 2 に規定する媒介契約が締結されていないものをいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を直接行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けて登録した空き家の情報(以下「空き家情報」という。)を、神崎町の区域内への定住又は移住を目的として空き家の購入又は賃借を希望する者(以下「利用希望者」という。)を紹介する仕組みをいう。

(物件の登録等)

第 3 条 所有者は、空き家バンクへの登録(以下「物件登録」という。)を希望するときは、神崎町空き家バンク物件登録申込書(別記第 1 号様式)に次に掲げる書類を添付して、町長に申し込まなければならない。

- (1) 神崎町空き家バンク物件登録カード(別記第 2 号様式。以下「登録カード」という。)
- (2) 同意書(別記第 3 号様式)
- (3) 身分を証明するものの写し
- (4) 登録を希望する空き家に係る土地及び建物登記簿の全部事項証明書(発行日から 1 箇月以内のもの)
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認めるときは、神崎町空き家バンク物件登録台帳(別記第 4 号様式。以下「登録台帳」という。)により、物件登録をするものとする。ただし、当該申込みに係る空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの
- (2) 神崎町暴力団排除条例(平成 24 年神崎町条例第 2 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条例第 9 条に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者等」という。)が所有者であるもの
- (3) その他町長が適当でないとするもの

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、神崎町空き家バンク物件登録完了通知書(別記第 5 号様式)により、第 1 項の規定による申込みを行った者に通知するものとする。

4 物件登録の期間は、2年とする。ただし、第1項の規定による申込みを改めて行うことにより、再度登録をすることができる。

(物件に係る登録事項の変更の届出)

第4条 前条第3項の規定による通知を受けた者(以下「物件登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、神崎町空き家バンク物件登録変更届出書(別記第6号様式)に、変更後の事項を記載した登録カードを添付して、町長に届け出なければならない。

(物件の登録の取消し)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物件登録を取り消すとともに、神崎町空き家バンク物件登録取消通知書(別記第7号様式)により、その取り消した物件を登録をした者に通知するものとする。ただし、第2号に該当するときは、通知しない。

- (1) 物件登録をした空き家に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- (2) 町長が契約の締結の報告を受けたとき。
- (3) 神崎町空き家バンク物件登録取消依頼書(別記第8号様式)の提出があったとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき。

(媒介等の依頼)

第6条 町長は、神崎町が空き家の売買又は賃貸借の契約の代理又は媒介(以下「媒介等」という。)に関する協定をあらかじめ締結した者に媒介等を依頼するものとする。

2 町長は、前項の規定により媒介等を依頼するとき又は媒介等の依頼を中断し、若しくは終了しようとするときは、神崎町空き家バンク媒介等(中断・終了)依頼書(別記第9号様式)により行うものとする。

(情報提供)

第7条 町長は、必要に応じて、登録台帳に登録された情報を利用希望者に提供するものとする。

(利用者の登録等)

第8条 空き家情報の紹介を受けようとする者は、神崎町空き家バンク利用登録申込書(別記第10号様式)に誓約書兼同意書(別記第11号様式)を添えて町長に提出するものとする。

2 空き家情報の紹介を受けようとする者及びその同居人は、暴力団密接関係者等でない者で、次に掲げるいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、地域住民と協調して生活しようとする者であること。
- (2) 空き家を転売し、及び転貸する意思のない者であること。
- (3) その他町長が適当と認めた者であること。

3 町長は、第1項の規定による申込みについて、前項に規定する要件を満たすものと認めるときは、当該申込みを行った者を空き家バンクに登録し、神崎町空き家バンク利用登録通知書(別記第12号様式)により当該申込を行った者(以下「利用登録者」という。)に通知するものとする。

4 前項の規定による登録の期間は、登録の日から起算して2年以内とする。ただし、第1項の規定による申込みを改めて行うことにより、再度登録をすることができる。

(利用登録者に係る登録事項変更の届出)

第9条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更

があったときは、神崎町空き家バンク利用登録変更届出書(別記第13号様式)により、変更内容を町長に届け出なければならない。

(利用の登録の取消し)

第10条 町長は、利用登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、第8条第3項の規定による登録を取り消し、神崎町空き家バンク利用登録抹消通知書(別記第14号様式)により、当該利用登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当するときは、通知しない。

- (1) 神崎町空き家バンク利用登録取消届出書(別記様式第15号)の提出があったとき。
- (2) 町長が利用登録者から契約締結の報告を受けたとき。
- (3) 利用登録の内容に虚偽があったとき。
- (4) 第8条第2項に掲げる要件を欠く者と認められるとき。
- (5) 空き家を利用することにより、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (6) その他町長が適当でないとき。

(交渉の申込み等)

第11条 利用登録者は、物件登録をされた空き家の購入又は賃借をするときは、第6条第1項の規定による依頼を受けて当該物件登録者と媒介等の契約をした者(以下「媒介契約者」という。)との交渉をしなければならない。

- 2 利用登録者又は媒介契約者は、前項の規定により交渉をしようとするときは、町長にその旨を報告するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により、利用登録者から報告があったときは、媒介契約者にその旨を報告するものとする。
- 4 媒介契約者は、第1項の交渉の結果を、遅滞なく町長に報告しなければならない。

(町の関与)

第12条 町長は、物件登録者と利用登録者の空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

神崎町空き家バンク物件登録申込書

年 月 日

神 崎 町 長 様

〒 ー

住 所

氏 名

㊞

電話番号

神崎町空き家バンクに物件登録をしたいので、神崎町空き家バンク実施要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

- 1 登録する物件（「神崎町空き家バンク物件登録カード」添付）

物件所在地 : 神崎町 _____

- 2 媒介業者の選択

町と空き家バンクの運営について協定を締結する下記公益社団法人千葉県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）に依頼します。

{	※いずれかにチェック <input checked="" type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 次の宅建協会会員
	業者名 : _____
<input type="checkbox"/> 宅建協会が推薦する会員	

※個人情報の保護について

この申込みにより登録された個人情報は、神崎町個人情報保護条例の規定に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません。

※添付書類

- (1) 神崎町空き家バンク物件登録カード（別記第2号様式）
- (2) 同意書（別記第3号様式）
- (3) 身分を証明するものの写し
- (4) 登録を希望する空き家に係る土地及び建物登記簿の全部事項証明書（発行日から1箇月以内のもの）
- (5) その他町長が必要と認める書類

神崎町空き家バンク物件登録カード

新規・変更

太枠内のみ記入してください。

登録番号

所有者	氏名	ふりがな					
	住所	—					
	TEL						
	FAX						
	E-mail						
売却又は賃貸の別	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> どちらでも可						
売却希望価格	円	賃貸希望価格	円/月				
物件所在地	神崎町						
物件の概要	住宅の耐震化	<input type="checkbox"/> 新耐震基準住宅 <input type="checkbox"/> 旧耐震基準住宅 耐震改修(済・無)					
	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート <input type="checkbox"/> その他()					
	面積	土地		m ²			
		建物	1階	m ²			
			2階	m ²			
			計	m ²			
	建築年月日	年	月	日			
	空き家になった年月	年	月				
	補修の要否	<input type="checkbox"/> 補修は不要 <input type="checkbox"/> 多少補修が必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修が必要					
	補修費用負担	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> 協議を要する					
間取り	1階	<input type="checkbox"/> 和室(畳) (畳) (畳)					
		<input type="checkbox"/> 洋室(畳) (畳) (畳)					
		<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> その他()					
	2階	<input type="checkbox"/> 和室(畳) (畳) (畳)					
		<input type="checkbox"/> 洋室(畳) (畳) (畳)					
		<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 風呂 <input type="checkbox"/> その他()					
設備状況	電気	<input type="checkbox"/> 引込み済み <input type="checkbox"/> その他					
	ガス	<input type="checkbox"/> プロパンガス <input type="checkbox"/> 都市ガス <input type="checkbox"/> その他					
	風呂	<input type="checkbox"/> ガス	<input type="checkbox"/> 灯油	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> その他			
	水道	<input type="checkbox"/> 上水道	<input type="checkbox"/> 簡易水道	<input type="checkbox"/> 井戸 <input type="checkbox"/> その他			
	下水	<input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> その他					
	トイレ	<input type="checkbox"/> 水洗(<input type="checkbox"/> 和式/ <input type="checkbox"/> 洋式) <input type="checkbox"/> 汲み取り(<input type="checkbox"/> 和式/ <input type="checkbox"/> 洋式)					
	駐車場	<input type="checkbox"/> あり(台) <input type="checkbox"/> なし					
	庭	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし					
	その他						
主要施設等への距離	駅		バス停				
	役所		公民館等				
	警察署/交番		消防署				
	郵便局		病院/診療所				
	スーパー		小学校				
	中学校		幼稚園/保育園				
受付日	年	月	日	現地確認日	年	月	日
登録日	年	月	日	有効期限	年	月	日
登録変更日	年	月	日	登録抹消日	年	月	日

(裏面)

位置図及び間取り図

建物・1階

建物・2階

位置図

○記入については、目印となる建物、道路、河川等の名称も併せて記入してください。

その他特筆すべき事項等

同意書

私は、神崎町空き家バンクへ物件の登録を申し込むに当たり、下記の内容に同意します。

記

- 1 神崎町暴力団排除条例（平成24年神崎町条例第2号）第2条第3号の規定に該当する者又は同条例第9条の規定に該当する者でないことについて、関係機関に調査、照会等がされること。
- 2 契約交渉の一切について、神崎町空き家バンク物件登録申込書で選択した媒介業者へ町が宅建協会に依頼すること。
- 3 神崎町空き家バンクに登録した情報（以下「空き家情報」という。）の全てを町が宅建協会及び媒介業者に提供すること。
- 4 登録物件の詳細調査（立入調査、写真撮影等物件の確認に必要な調査全て）を町及び媒介業者が実施すること。
- 5 媒介業者が詳細調査した結果全てを町に提供すること。
- 6 空き家情報（個人情報を除く。）及び町又は宅建協会が撮影した物件の写真を広く一般に公開すること。
- 7 媒介業者が契約を進める際、相手方に空き家情報を提供すること。
- 8 宅地建物取引業法第46条第1項の規定に基づく額の報酬を媒介業者に支払うこと。
- 9 媒介業者を介して行う交渉並びに契約及び契約成立後の問題等に関して、町が一切関与しないこと。
- 10 登録申込み以降の手續等は、神崎町空き家バンク実施要綱の規定によること。

年 月 日

住 所

氏 名（署名）

印

神 崎 町 長 様

第 号
年 月 日

神崎町空き家バンク物件登録完了通知書

様

神崎町長

⑩

年 月 日付けで申込みのあった物件登録について、登録が完了したので、神崎町空き家バンク実施要綱第3条第3項の規定により通知します。

登録番号：第 号

登録日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

※ 変更が生じたときは、速やかに手続を行ってください。

神崎町空き家バンク物件登録変更届出書

年 月 日

神 崎 町 長 様

〒 ー

住 所

氏 名

印

電話番号

神崎町空き家バンク物件登録内容を次のとおり変更したいので、神崎町空き家バンク実施要綱第4条の規定により届け出ます。

1 登録番号：第 号 _____

2 変更内容：添付書類のとおり _____

3 添付書類：変更内容を記載した新たな「神崎町空き家バンク
物件登録カード」 _____

第 年 月 日 号

神崎町空き家バンク物件登録取消通知書

様

神崎町長

⑩

神崎町空き家バンク実施要綱第5条の規定により、物件登録を取り消したので通知します。

登録番号： 第 号

取消理由：

神崎町空き家バンク物件登録取消依頼書

年 月 日

神 崎 町 長 様

〒 ー

住 所

氏 名

㊟

電話番号

神崎町空き家バンク物件登録を取り消したいので届け出ます。

登録番号：第 号

取消理由：

(注) この届出を受け付けた日が登録の抹消日となります。

第 号
年 月 日

神崎町空き家バンク媒介等（中断・終了）依頼書

様

神崎町長

⑩

神崎町空き家バンク実施要綱第6条第2項の規定により、下記の物件登録をされた空き家の売買・賃貸借に係る媒介等（中断・終了）を依頼します。

記

（1）登録番号： 第 号

（2）所在地：

（3）別紙台帳：

神崎町空き家バンク利用登録申込書

年 月 日

神崎町長様

〒

申込者 住所

氏名

印

電話番号

FAX 番号

E-mail

神崎町空き家バンク実施要綱に定める趣旨を理解し、利用登録に係る個人情報について、町が媒介を依頼する公益社団法人千葉県宅地建物取引業協会へ提供することに同意し、誓約書兼同意書を添えて、神崎町空き家バンクへ利用登録を申し込みます。

1 希望する空き家情報

購入又は賃借の別及び希望価格	空き家	<input type="checkbox"/> 購入 希望価格（ 円） <input type="checkbox"/> 賃借 希望価格（ 円/月）
希望条件等 （御自由にお書きください。）		

2 同居しようとする者の情報

氏名（フリガナ）	生年月日	申込者との続柄	住所（申込者と別住所の場合のみ記入）

※個人情報の保護について

この申込みにより登録された個人情報は、神崎町個人情報保護条例の規定に基づき、本事業の目的以外には使用いたしません。

誓約書兼同意書

年 月 日

神崎町長 様

(申込者)

住 所

氏 名

㊞

(同居しようとする者)

住 所

氏 名

㊞

住 所

氏 名

㊞

住 所

氏 名

㊞

住 所

氏 名

㊞

私及び私と同居しようとする者は、神崎町空き家バンクへの利用登録を申し込むに当たり、次の事項について誓約し、又は同意します。

- 1 神崎町暴力団排除条例（平成24年神崎町条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 2 暴力団員等又は暴力団密接関係者でないことを町が警察に照会し、調査を行うことを同意します。
- 3 神崎町空き家バンクの利用を通じて得られた情報について、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的には利用しません。
- 4 物件の契約交渉及び契約成立後の問題等に関しては、「物件登録者」、「利用登録者」、「宅建協会」間で解決し、町には責任を追及しません。

神崎町空き家バンク利用登録通知書

年 月 日
第 号

様

神崎町長

印

年 月 日付で申込みのあった神崎町空き家バンク利用登録について、次のとおり登録が完了したので、神崎町空き家バンク実施要綱第8条第3項の規定により通知します。

1 利用登録番号 : No. _____

2 利用登録内容 : 神崎町空き家バンクの利用 _____

3 登録日 : _____ 年 月 日

4 有効期限 : _____ 年 月 日

(注)

- (1) 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに登録変更手続きを行ってください。
- (2) 神崎町空き家バンク実施要綱第10条各号のいずれかに該当する場合は、利用登録を抹消します。
- (3) この通知書は、希望物件の交渉申込みの際、必要となりますので大切に保管してください。

神崎町空き家バンク利用登録変更届出書

年 月 日

神崎町長 様

〒 ー
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

神崎町空き家バンクの利用登録内容を次のとおり変更したいので、神崎町空き家バンク実施要綱第9条の規定により届け出ます。

1 利用登録番号 : No. _____

2 変更後の登録内容 : 次のとおり _____

※全て記入し、変更箇所は朱書きしてください。

利用登録者	氏名	ふりがな -----
	住所	〒 ー
	電話番号	
	FAX 番号	
	E-mail	
同居しようとする者	氏名	ふりがな -----
	住所	
購入又は賃借の別及び希望価格	空き家	<input type="checkbox"/> 購入 希望価格（ 円 ） <input type="checkbox"/> 賃借 希望価格（ 円/月 ）
希望条件等 (御自由にお書きください。)		

神崎町空き家バンク利用登録抹消通知書

年 第 号
月 日

様

神崎町長

印

神崎町空き家バンクの利用登録について、次のとおり登録を抹消したので、神崎町
空き家バンク実施要綱第10条の規定により通知します。

1 利用登録番号 : No. _____

2 抹 消 日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 抹 消 理 由 : _____

神崎町空き家バンク利用登録取消届出書

年 月 日

神崎町長 様

〒 ー

住 所

氏 名

印

電話番号

神崎町空き家バンクの利用登録を取り消したいので届け出ます。

利用登録番号 : No. _____

取 消 理 由 : _____

(注) この届出を受け付けた日が登録の抹消日となります。